

畜産農家・関係者のみなさんへ

家畜伝染病発生に引き続きご注意を！

新型コロナウイルス感染症対策が緩和されることから人や物の動きが激しくなり、家畜伝染病の発生リスクが高まると思われます。

つきましては、飼養衛生管理基準の遵守と異常家畜を確認したら早期通報をお願いします。



<お願い>

- 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛
- 2 衛生管理区域（農場）及び畜舎内への病原体の持込み防止
- 3 毎日の健康観察並びに早期発見及び早期通報
- 4 異常発見時の緊急連絡先の確認

口蹄疫

- 39℃以上の発熱を示した家畜が下の写真のような症状を呈した場合
- 同一の畜房又は畜舎内で、複数の家畜の口腔内に水疱（水ぶくれ）等がある場合
- 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜が死亡する場合（当日及びその前日の2日間）※注



※注 ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、急激な温度変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除きます。

豚 熱

- 40℃以上の発熱、食欲不振、結膜炎、後躯麻痺や四肢痙攣、遊泳運動、便秘に次ぐ下痢、体表に紫斑や出血斑
- 急性経過では数日以内で死亡。
- 慢性経過の場合は症状を繰り返し、1か月以上の経過で死亡するか、ヒネ豚になる。

野生イノシシで感染継続中です。
飼養衛生管理を徹底願います！



後躯麻痺

アフリカ豚熱

- 急性では、41～42℃の発熱やふらつき
- 特徴的な症状は、耳翼や下腹部が赤黒く変色（チアノーゼ）で、皮膚の出血や血便がみられ、7日前後で死亡



皮膚の出血

高病原性鳥インフルエンザ

全国では5月でも発生しています。
引き続き注意してください！

- 下の写真のような症状の個体を確認した場合
- 1鶏舎で、1日の死亡羽数が2倍以上となった場合（※直近3週間の死亡羽数と比較して）※注
- 1鶏舎で、5羽以上がまとまって死亡している、うずくまっているなど、異常な状況が確認された場合 ※注



顔面の浮腫性腫脹



肉冠の出血・壊死



脚部皮下の出血

「様子がおかしいかな？」と思った場合は、
すぐに最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

	電話番号	緊急用電話番号
岡山家畜保健衛生所	086-724-3880	090-5377-5921
井笠家畜保健衛生所	0866-84-8221	090-5376-2120
高梁家畜保健衛生所	0866-22-2077	090-5376-0758
津山家畜保健衛生所	0868-29-0040	090-5376-0158



岡山県